

国東市サテライトオフィス設置及び管理要綱

〔 国東市告示第 48 号 〕
令和元年 11 月 7 日

(目的)

第 1 条 この告示は、国東市内に多様な働く場所を創出し、地域経済の振興及び雇用創出を図ることを目的としたサテライトオフィスの設置及び管理に関して、国東市サイクリングターミナル条例(平成 18 年国東市条例第 204 号)、国東市行政財産使用料条例(平成 18 年国東市条例第 72 号)及び国東市公有財産規則(平成 24 年国東市規則第 21 号。以下「規則」という。)に定めるほか必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 サテライトオフィスに、別表 1 のとおり事務室等を設置する。

2 サテライトオフィスの管理は、活力創生課長(以下「課長」という。)が行う。

(名称及び位置)

第 3 条 サテライトオフィスの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 KUNISAKI SATELLITE OFFICE SPOKE NET

(くにさきサテライトオフィス スポークネット)

(2) 位置 国東市国東町小原 2662 番地 1(国東市サイクリングターミナル 2 階部分)

(使用対象者)

第 4 条 サテライトオフィスの事務室を使用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 国東市外に本社がある法人であり、通信回線の活用により本社と同等の業務が実施可能な事業所をサテライトオフィス内に開設する者

(2) 常勤の使用者が、事務室 1 については原則 4 名以上、事務室 2 及び事務室 3 については原則 2 名以上であること

2 サテライトオフィスのコワーキングスペースを使用できる者は、国東市内外にかかわらず、通信回線の活用により業務を行う法人又は個人事業主とする。

(使用の対象外)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は使用の対象としない。

(1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に基づく届出を要する事業を営む者

(3) 宗教活動・政治活動を行う者

(4) その他市長が適当でないと認める者

(使用の許可)

第6条 サテライトオフィスの使用を申請しようとする者は、行政財産使用許可申請書(規則様式第26号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 会社概要が分かる資料

(2) サテライトオフィスで行う業務内容が分かる資料

(3) サテライトオフィス使用者名簿

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、サテライトオフィスの使用を許可するにあたり、条件を付することができる。

(行為の制限)

第7条 サテライトオフィスにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公序良俗に反する行為

(2) 施設、設備、備品等を破損、汚損、滅失する行為

(3) サテライトオフィスを使用する権利の全部又は一部を譲渡し、又は転貸する行為

(4) その他、サテライトオフィスの管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、行為の中止又は退去を命ずることができる。

(使用期間)

第8条 サテライトオフィスの使用期間は、1年以内とする。

2 使用期間の更新を希望する場合は、期間満了の1ヶ月前までに行政財産使用期間延長(更新)許可申請書(規則様式第30号)を課長に提出しなければならない。

(使用料)

第9条 サテライトオフィスの使用料は、別表2に定めるものとする。

2 使用者は、使用許可の際又は毎月定期に、国東市が発行する納付書に従い使用料を納付しなければならない。

(使用者の負担)

第10条 事務室1、事務室2及び事務室3の使用に係る電気料及び通信費(通信機器の契約を含む。)は、使用者の負担とする。

(損害賠償及び免責)

第11条 使用者は、故意又は過失によりサテライトオフィスの施設、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が、サテライトオフィスの使用に関する条件に違反して市に損害を与えたときも前項と同様とする。

3 市は、市の故意又は重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等による使

用者の損害について、その責任を負わないものとする。

(使用許可の取り消し)

第 12 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取り消しができるものとする。

(1) 納付期限後 3 ヶ月以上経過してなお、使用料の納付がないとき

(2) その他使用に関する条件、規則又はこの告示の規定に違反したとき

2 前項の規定により、使用許可の取り消しを受けた者に損害が生じても、市はこれを賠償しないものとする。

(使用の完了)

第 13 条 使用者は、サテライトオフィスの使用を完了する日の 1 ヶ月前までに国東市サテライトオフィス使用完了届(様式)を課長に提出しなければならない。

(原状回復義務)

第 14 条 使用者は、サテライトオフィスの使用を完了するとき又は第 12 条 1 項の規定により使用許可を取り消されたときは、使用場所を原状に回復しなければならない。

(報告及び調査)

第 15 条 市長は、使用者に対し、必要に応じて報告又は関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(その他)

第 16 条 この告示に定めのない事象が生じたときは、協議を行い、円満に解決を図るものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。

別表 1(第 2 条関係)

	事務室 1	事務室 2	事務室 3	コワーキングスペース
面積	約 50 m ²	約 25 m ²	約 28 m ²	約 39 m ²

別表 2(第 9 条関係)

	事務室 1	事務室 2	事務室 3	コワーキングスペース
使用料(月額)	40,000 円	20,000 円	22,000 円	10,000 円 (1 事業者につき)

様式(第 14 条関係)

国東市サテライトオフィス使用完了届

年 月 日

国東市長 様

住所

氏名

印

下記のとおり、国東市サテライトオフィスの使用を完了します。

使用許可番号	国活創第 号 年 月 日付
使用場所	
使用完了日	年 月 日
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
備考	